

改正

昭和40年6月30日条例第1号

函館市名誉市民等に関する条例

(目的)

第1条 市は、公共の福祉を増進し、もつて文化の興隆に貢献し、その功績が卓絶で市民が郷土の誇りとして、深く敬仰する者に対し、この条例の定めるところにより函館市名誉市民（以下「名誉市民」という。）の称号を贈る。

2 市長は、親善その他の目的で市に来訪した外国人のうち市の賓客として認めた人には、函館市栄誉市民の称号を贈ることができる。

(選定)

第2条 名誉市民は、市長の推せんにより議会がこれを決定する。

(特典及び待遇)

第3条 名誉市民に対しては、次に掲げる特典及び待遇を与えることができる。

- (1) 市の公の式典の参列
- (2) 市の施設の使用に関する使用料及び手数料の減免
- (3) 市税の減免
- (4) その他市長が必要と認める特典及び待遇

2 前項第1号を適用する名誉市民の指名については、市長がこれを定め、第2号、第3号及び第4号を適用する名誉市民の指名並びに減免すべき使用料、手数料及び市税の種類、その他特典又は待遇については、市議会の同意を得て市長がこれを定める。

(施行規定)

第4条 この条例施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和40年6月30日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。